

令和2年4月17日

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に関する  
熊本市SCにおける事業継続計画（BCP）について  
（概要）

新型コロナウイルス感染症への対応

1 感染症発症時の危機対応

（1）業務の感染度 順位付け

次の項目につき、密接度と密集度による重み付け後の優先順位をつけること。

- |                          |     |
|--------------------------|-----|
| ア 室内等の密閉空間における密接度と密集度    | A   |
| イ 一定の換気ができる空間における密接度と密集度 | B C |
| ウ 戸外作業における密接度と密集度        | D   |

（2）感染症の広域発生を想定し、利用者等（訪問又は就業先）について次により区分整理すること。

- |                        |
|------------------------|
| ア 従来通りの頻度で就業する利用者等     |
| イ 就業間隔を調整できる可能性のある利用者等 |
| ウ 就業を休止できる可能性のある利用者等   |

## 2 関係者が感染症に罹患したときの就業の対応

### (1) 就業会員やその家族が感染症に罹患

→ 就業制限等は罹患した本人のみ → 就業先の代替者の選定

### (2) 利用者等に感染者が出たとき

→ 当該利用者等の就業の停止等

### (3) 多数の就業会員が感染又は濃厚接触者となったとき

#### ア 利用者等の特定の就業先での発生の場合

→ 利用者等の就業停止等

#### イ 一定のエリア又は職群等で発生するとき

→ エリア又は当該業務の停止等

#### ウ 多発的複数の（クラスター）発生 → SC業務の全面停止等

## 3 厚生労働省の対策及びSCからの留意事項等の遵守

SC業務の屋内外での就業において、密閉・密接・密集のいわゆる3密の状況があると想定される場合は、厚生労働省の感染症の拡大防止の対策及びSCからの留意事項等を遵守して業務にあたること。

特に訪問系事業である家事援助事業においては、厳に注意すること。

※ 濃厚接触者：必要な感染予防策を実施せずに手で触れること、または対面で互いに手を伸ばしたら届く距離（目安として2メートル）で一定時間以上接触があった人が濃厚接触者